一般社団法人システム制御情報学会
学会賞規程

第１条　本会に一般社団法人システム制御情報学会賞（以下学会賞という）を設ける．

第２条　学会賞は，システム・制御・情報に関する優れた学術・技術論文の著者，および研究報告の発表者を表彰し，もって，この分野の発展に寄与することを目的とする．

第３条　表彰の対象者は本会の正会員，学生会員および事業維持会員からの発表者とする．

第４条　学会賞は次の 3 種とする．

１．論文賞

本会の機関誌「システム制御情報学会論文誌」に最近 2 年間に公表された学術・技術に寄与するところの大きい論文の著者に贈呈する．ただし，最近 2 年間とは前年および前々年の 1 月から 12 月を指すものとする．

２．産業技術賞

本会の機関誌「システム制御情報学会論文誌」に最近 2 年間に公表され，その成果を実用に供しているもの，あるいは実用の可能性が大きく産業技術の進展に大きな貢献が認められる論文の著者に贈呈する．ただし，最近 2 年間とは前年および前々年の 1 月から 12 月を指すものとする．

３．奨励賞

本会が主催するシステム制御情報学会研究発表講演会および本会が主催するシンポジウムにおける優れた内容の発表者であって，過去に本賞を受賞しておらず，原則として講演会初日に 30 歳未満の者に贈呈する．表彰の対象となる報告は，前年に開催された上記講演会およびシンポジウムで行われたものとする．

第５条　授賞者には賞状ならびに副賞を贈呈する．

第６条　表彰は毎年度 1 回行う．該当者がいないときは贈呈しないことがある．

第７条　学会賞を審査するため，学会賞審査委員会をおく．審査委員会の委員長には本会学術担当副会長を，委員には理事会の推薦した若干名をそれぞれ会長が委嘱する．

第８条　審査委員会は論文賞・産業技術賞の審査にあたり，理事，代議員，会員から広く授賞候補の推薦を求める．

第９条　審査委員会は論文賞，産業技術賞，奨励賞の授賞候補を，それぞれ 5 件，2 件，10 件以内において選定し，順位と理由を付して理事会に報告する．

第10条　理事会は審査委員会の報告にもとづき，審議のうえ，論文賞，産業技術賞，奨励賞の授賞をそれぞれ 3 件, 1 件, 7 件以内において決定する.

第11条　表彰は，毎年度定時総会の当日行う.

第12条　本規程の改廃は理事会において決める.

付則

１．本規程は，2016 年 4 月 1 日よりこれを施行する.